

2018年8月20日

配車アプリが変えるベトナムの移動事情と タクシー業界

イノベーションは従来型サービスにも変革をもたらすか

アジア事業開発グループ シニアコンサルタント 南玲子

従来、公共交通機関が少ないベトナムでは移動をタクシーに頼らざるを得なかった。言葉で十分なコミュニケーションが取れない中、「故意に遠回りされるのではないか」、「メーターの数値が正しいのか」といった不安がつきまとうのが常であった。そのような外国人にとって心強い存在となったのが、グラブ(Grab、マレーシア発)に代表されるスマートフォン・アプリのライドシェア・サービス(タクシーを配車する、または一般の車を配車して相乗りを仲介するサービス。以下「配車アプリ」)である。料金は乗車時に確定し、遠回りされる心配はほぼない。財布に現金がいくら入っているかを気にしなくてもアプリにチャージしておけばよいし、クレジットカード払いも可能、しかも料金はタクシーより安い。配車アプリによって、移動のストレスは劇的に軽減された。

ベトナムでは、2014年のウーバー(Uber、米国発)とグラブの進出以降、配車アプリが急速に普及、ホーチミン市交通運輸局によれば、同市内の配車アプリ登録台数は 2017年に約34,500台¹に達している。配車アプリに対応する法制度が存在しないため、ハノイ、ホーチミン、ダナンなど3つの中央直轄市と2つの省で試験的に認められているにすぎないが、これらの都市では交通インフラとしてすっかり定着したようだ。ウーバーは 2017年にベトナムを含む東南アジアから撤退したが、ベトナム国内系を含めた新規事業者の参入も相次いでおり、配車アプリの存在感はますます大きくなっている。

一方で既存のタクシー会社は大打撃を被っている。需要を配車アプリに奪われた結果、タクシー会社は軒並み売上が急減、2010年に約12,600台であったホーチミン市のタクシー登録台数は2018年3月には約8,500台へと大幅に減少、2010年には36社あったタクシー会社は2017年には21社、さらに2018年に入って16社となっている²。最大手ビナサンでは従業員の過半に当たる1万人の人員削減を余儀なくされたという。

.

¹ 「ホーチミン市がタクシーの発展計画の見直しを提案」("SAIGON GIAI PHONG" 電子版 (http://www.sggp.org.vn/tphcm-kien-nghi-tam-dung-de-an-quy-hoach-phat-trien-taxi-523661.html、2018 年 8 月 6 日アクセス))

²出所は1に同じ。

たまりかねた業界団体は、規制(自動車輸送業の条件に関する 2014 年政令第 86 号)の下で営業している既存のタクシーに対し、配車アプリは何ら管理、規制されておらず不公平であり、税制面でもタクシーは不利だと当局に申し立てている³。また、同政令が適切に改正されるまでの間、配車アプリの運用を停止するよう求める意見書が、タクシー業界団体の連名で提出されている。

タクシー業界の惨状を受け、ベトナム政府は対応を急いでいる。同政令は 2017 年から改正作業が始まっているが、本年7月上旬に開催された公聴会において運輸大臣は、ドライバーの管理、乗客の安全に対する責任を含め、グラブなどの配車アプリも同規制の対象に含めて競争環境を整えるべきだと発言している4.5。また、配車アプリは、旅客輸送事業というよりも、旅客輸送サービスの提供者と旅客をマッチングし、料金決定、料金支払い等の機能を提供する IT 関連ビジネスに位置付けられるため、ベトナムの税制ではタクシー会社よりも低い法人税率が適用されることもタクシー業界の不満を招いている。税務当局からは、サーバをベトナム国内に置かずにサービスを提供する事業者については課税所得の把握が困難であり、適切な課税が実現できないとの見解も示されている6。

大手タクシー会社は、配車アプリに対する規制強化を訴える活動と並行して、減少した 車両台数の回復、自社アプリの開発、新サービスの開発、組織再編といった生き残り策の 模索・導入を急いでいる。配車アプリの台頭によって、必ずしも評判が高いとは言えなか ったベトナムのタクシーのサービス水準が改善するならば、ベトナム国民、外国人を問わ ず、配車アプリは良い「外圧」として歓迎されるべきものと言えるだろう。

ところで、会社の努力にばかり頼っていられない現場のタクシー運転手は自衛策を講じているようだ。先日、ベトナムの街角に立ってグラブで車をつかまえようとしたところ、タクシーのドライバーが近づいてきて、大手タクシー会社の自分の車を指さし「グラブの料金で OK だから...」と言ってきた。さらに、別のある日、ベトナムの空港でホテルまでの車をスマートフォンで探していたところ、男性が寄ってきて、行き先のホテル名をたずねて自分のスマートフォンを検索し、「グラブより 25%安い料金で行くよ」と売り込んできた。乗車中は、自動通訳アプリを駆使した「おしゃべり」のおまけ付きである。配車アプリという新しいサービス形態が、さらに新たなサービスを生んでいるのである。

一以上一

^{6 2019} 年から施行予定 (2018 年 6 月 12 日可決) の「サイバー・セキュリティ法」は、ベトナム国内でインターネット関連サービスを提供する場合、サーバをベトナム国内に設置することを義務付ける規定を含んでいる。同法がどの程度実際にインターネット関連サービスに影響を与えるかの判断には、関連法令や細則の整備を待つ必要があるが、グラブなどの配車アプリも同法の対象となる可能性がある。



³ 「グラブと従来型タクシーには調和が必要」("Dau tu"電子版

⁽https://baodautu.vn/grab-va-taxi-truyen-thong-can-co-su-hoa-hop-d84778.html、2018年8月7日アクセス))

⁴出所は3に同じ。

⁵ 2017 年 11 月以降、配車アプリ登録車両の一部にサービス名や電話番号のステッカーが掲示されるようになっている。